

## 障害者雇用対策

### 概要 23年度障害者に対する就労支援の推進 ～障害者雇用施策関係施策の概要～

#### I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

- 1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進  
ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。
- 2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施  
障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成22年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。  
（設置箇所数 282センター → 322センター）
- 3 障害者試行雇用事業の推進  
事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。（対象者数 9,000人）

#### II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

- 1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施
  - (1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化  
ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に合わせ、精神障害者に対する従来のカウンセリング等の業務に加え、精神障害者に関する企業の意識啓発から就職後のフォローアップ等を行う「精神障害者雇用トータルサポーター（仮称）」を配置し、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。
  - (2) 精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金の活用  
カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。
  - (3) うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施  
精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおける支援体制を強化し、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。
  - (4) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化  
発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。
  - (5) 難治性疾患患者雇用開発助成金  
難病のある人を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。
- 2 チャレンジ雇用の推進  
知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。（170名 → 370名）
- 3 在宅就業支援制度の活用促進  
在宅就業支援制度について、事業主及び地方自治体へ当該制度周知のためのリーフレット送付、及び現在、在宅就業支援団体として活動している事例等を交え制度を紹介するセミナーを実施し、活用促進を図る。

#### III 障害者の職業能力開発支援の強化

- 1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進
- 2 地域における職業能力開発推進基盤の強化
- 3 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進
- 4 発達障害者に対する職業訓練の推進